

令和 3 年	4月23日	決定
令和 4 年	1月21日	改正
令和 4 年	1月31日	改正
令和 4 年	6月13日	改正
令和 4 年	7月29日	改正

教職員・学生 各位

健康管理センター
感染制御部

COVID-19 感染者と接触した者の就業・就学制限に関する考え方について

平素より新型コロナウイルス対策にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記のことについて、令和4年7月29日開催の危機対策本部会議において、今後の本学（医学部附属病院を含む）における、COVID-19 感染者と接触した者の就業・就学制限に関する考え方を、以下のとおり取扱うことが決定されましたので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

1. COVID-19 感染者との接触距離

- I. 感染者との接触距離が 2 m 超の場合： 非接触者扱い
- II. 感染者との接触距離が 2 m 以内の場合： 接触者扱い → 2. へ

2. COVID-19 感染者のマスク着用状況

- I. COVID-19 感染者がマスクをしていた場合： 就業・就学制限なし
- II. COVID-19 感染者がマスクをしていなかった場合
 - i. 接触者がマスクと眼の防護をしていた場合： 就業・就学制限なし
 - ii. 接触者がマスクのみをしていた場合（眼の防護なし）： 就業・就学制限あり → 3. へ
 - iii. 接触者がマスクも眼の防護もなし： 就業・就学制限あり → 3. へ

3. 上記 2. II. で「就業・就学制限あり」の場合（濃厚接触者）の取扱い

I. COVID-19 感染者との新たな接触がない場合

i - a. 臨床医学系講座等及び附属病院勤務の教職員（※委託業者等の職員を含む）^{注1)}

出勤を停止し自宅待機。感染者との最終接触日から 4 日目に PCR 検査を実施し、陰性確認後に 5 日目から待機解除^{注2)}。なお、待機解除となった場合も、7 日目まで業務従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるとともに、検温等による自身の健康観察を徹底すること。

i - b. 上記以外の教職員（※委託業者等の職員を含む）

出勤を停止し自宅待機。感染者との最終接触日から 5 日目に PCR 検査を実施し、陰性確認後に 6 日目から待機解除^{注2)}。なお、待機解除となった場合も、7 日目ま

で業務従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるとともに、検温等による自身の健康観察を徹底すること。

ii. 学生（※病院研修生・受託実習生を含む）

通学を停止し自宅待機。感染者との最終接触日から6日目にPCR検査を実施し、陰性確認後に7日目から待機解除^{注2)}。ただし、待機解除となった場合も、待機解除当日（7日目）は通学以外の不要不急の外出はできる限り控え、検温等による自身の健康観察を徹底すること。

II. COVID-19 感染者との継続的な接触がある場合（同居家族等が感染者の場合等）^{注1)}

出勤・通学を停止し自宅待機。同居する感染者のうち、最後に感染した者の発症から10日間経過し、かつ、その自宅療養期間が終了するまで自宅待機した後、教職員・学生本人のPCR検査を実施し、陰性確認後に待機解除^{注2)}。

注1) 上記I-i-a. 及びII. に關わらず、**感染拡大状況により医療従事者数が逼迫する場合は、医学部附属病院の医療機能の維持・継続の觀点から病院長の判断により、厚生労働省の示す一定要件に該当する教職員について、待機期間の各日について毎日、PCR検査を実施のうえ連続的に陰性確認することを条件に、各日において「就業制限なし」として取扱うときがある。**なお、その場合も、業務従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるとともに、検温等による自身の健康観察を徹底すること。

注2) 何らかの事情で、上記I. の各項目及びII. にそれぞれ記載の待機期間の直後に、PCR検査を実施できない場合も、原則として、待機解除には検査の実施と陰性確認を要するものとするが、やむを得ず検査を実施できない場合は、感染制御部又は保健管理センターが待機解除の可否を個別に判断する。

参考：日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第4版」（令和3年11月22日）

新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」別添

「事業の継続が求められる事業者」（令和3年11月19日決定（令和4年1月25日変更））

厚生労働省「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月13日付け（令和4年3月16日付け一部改正）事務連絡）

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（同28日付け一部改正）事務連絡）

厚生労働省「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日付け（同7月22日付け一部改正）事務連絡）

【備考1】食事に関する考え方

感染者と同時に食事をとった場合も、接触距離が2m超の場合は、接触とはみなしません。接触距離が2m以内の場合は、接触者とみなし上記3. に記載の就業・就学制限となります。なお、会話の有無やパーテーションの有無は考慮されません。食事中は会話を控え、「黙食」を徹底することを強く推奨しますので、各所属長等におかれましては、所属員等に注意喚起願います。

【備考2】PCR検査を行う範囲に関する考え方

PCR検査を行う範囲に関しては、上記の基準にかかわらず、個々の事例別に決定します。

以上